

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本総第70号
平成23年1月27日
宮城県警察本部長

「警察改革」に盛り込まれた各施策の更なる定着化・深化について（通達）

本県警察は、公安委員会の管理の下、平成12年8月に策定された「警察改革要綱」及び平成17年12月に取りまとめられた「警察改革を持続的に断行するための指針」に盛り込まれた各施策をすべて実行に移し、国民の警察に対する信頼と治安の回復に向けて、断固たる決意をもって警察改革に取り組んできたところである。

この度、警察改革要綱の策定から10年が経過したことから、公安委員会・警察本部は、10年間の警察改革への取組みについて総合評価を行い、別添のとおり、「警察改革の推進状況～10年の取組状況を総合評価～」（以下「総合評価書」という。）を取りまとめた。総合評価書は、「警察改革」として掲げた施策は着実に成果を上げており、改革はおおむね所期の目的を達成したと評価する一方、非違事業の根絶にまでは至っていないこと、「警察を信頼していない」とする県民がまだ相当数いること、あらゆる場面で県民の期待する活動を実施できているとまでは言えないことを指摘している。そこで、今後は、透明性の確保、自浄機能の強化、説明責任の徹底といった基本的な考え方を堅持しつつ、警察改革の具現化である個々の施策については、日常的に推進する施策の中で、更なる定着化・深化を図ることとした。さらに、犯罪・事故の抑止と検挙を積極的に推進するための具体的方策を検討・実施することにより、新たな治安情勢に的確に対応しつつ、「安全・安心な地域社会の実現」に向けて治安水準の更なる向上に努めることとした。

こうした警察改革の基本的な考え方の根本にあるのは、「国民本位の警察」であり、この考え方こそが、今後とも、県警察が不斷に追求すべき警察像であると認められる。各位にあっては、自ら総合評価書を熟読し、かつ、その内容を所属の全職員に浸透させるとともに、警察改革の原点を風化させることのないよう、下記の方策を講ずるなどにより、引き続き個々の施策の着実な実施に万全を期し、また、治安水準の更なる向上を図ることにより、県民の信頼と期待にこたえる警察を確固たるものとされたい。

記

1 非違事業の絶無に向けた不断の取組み

非違事業による懲戒処分者は減少傾向にあるものの、組織の総力を挙げて「警察改革」に取り組んでいる中で、昨年10月、APEC特別派遣部隊員の盗撮事業等県民の信頼を著しく損なう社会的反響の大きい非違事業が発生するなど、非違事業は依然として根絶には至っていない。このため、職員一人一人の心に響く職務倫理教養の充実強化を図りつつ、ポリスマインドの一層の醸成に努めるとともに、非違

事案の未然防止に重点を指向した厳正な監察を実施するなど、非違事案の絶無に向けた取組みを不斷に実施すること。

2 警察本部所管部局と各所属との連携等による各施策の着実な実施

いまだ取組不足と認められる施策はもちろん、十分に成果が上がったと認められる施策についても、各施策の趣旨が忘れられることのないよう、また、実施が形式的にならないよう注意を払いつつ、必要に応じて運用の改善を行うなど、その着実な実施を図ること。

その際、警察本部所管部局と警察署を始めとする各所属との密接な連携、情報共有等により、各施策の効果が最大限のものとなるよう常に配意すること。

3 警察改革の精神を浸透させるための継続的な取組み

警察改革の精神については、全ての警察職員が将来にわたり受け継ぎ、また、警察組織に内在化させる必要があることから、そのために特に重要な役割を果たすべき幹部職員に対して、所属長自らによる職場教養等あらゆる機会をとらえて意識付けを確実かつ継続的に行うこと。

さらに、警察改革が始まった平成13年以降に本県警察に採用された職員が全体の約4割を占めており、警察改革に関するS Aの結果、若手警察職員の警察改革に関する理解度がやや低調であることが認められたこと等に鑑み、警察改革の精神を風化させないよう、警察改革推進強化期間を引き続き設定するとともに、部外講話やグループ討議等創意工夫した施策の継続的な実施により、警察改革に至った経緯、警察改革の趣旨等についての理解が一人一人の職員に浸透するよう徹底すること。

4 各施策の実施状況の適時適切な公安委員会に対する報告

「警察改革の持続的断行について」に基づく警察改革の推進状況等の報告に代え、今後は、公安委員会に対して、各施策の実施状況等について所要の報告を適時適切に行い、検証を受けることとする。